

「学校における肥満対応ガイドライン」 に基づく対応 Q&A

ふくしまっ子体力向上総合プロジェクト 肥満解消チーム

「学校における肥満対応ガイドライン」は学校における肥満対応の更なる推進を目指して作成しました。これまでの対応の中で課題となっていた、学校医との連携・教職員や保護者との共通理解を図る手段等として、活用いただくことが目的の一つです。

また、効果的な肥満対応を行う上では組織的・計画的な取組となる必要があることから、そのための体制づくりの基本を示しました。

さらに、肥満傾向児の出現率が高い福島県の現状を踏まえ、肥満度20%以上30%未満の軽度肥満の児童生徒へも機会を捉えた相談を勧めることにより、児童生徒本人や家族が早期に課題意識を持ち生活習慣の見直し等を図るきっかけとなることを目指しています。

1 ガイドラインに基づき相談や受診を進めた場合、健康診断票へどのように記載しますか。

内科検診時に学校医の総合判断で栄養状態「要注意」の指摘があった場合には、健康診断票の「栄養状態」の項目に指摘事項を記載します。(従来通りです。また、ここで指摘があった児童生徒数は学校保健統計調査等の統計調査に反映されることとなります。)

学校医からは特に指摘がなかったものの、ガイドラインに基づき、相談や受診の勧めを行った場合は、原則として事後措置の項目に措置の内容を記載します。

なお、健康診断票の記載については、各市町村教育委員会の記載例等を参照してください。

2 肥満度20%以上30%未満の児童生徒へはかかりつけ医や学校医への相談の勧めと併せて、「養護教諭や栄養教諭との相談」を勧める内容となっていますが、実際にはどのように進めれば良いでしょうか。

活用いただける資料は平成28年度 ふくしまっ子体力向上総合プロジェクト 肥満解消チーム食育部会で作成し、ホームページに掲載しています。

自校や地域の栄養教諭等と連携し、学校や地域の実態、個々の児童生徒の実態に応じて、関係者の理解を得た上で、できることから取り組んでください。

また、担当者の資質向上のため、29年度も小学校の養護教諭と公立学校の栄養教諭を対象に「肥満に関する健康相談・個別の保健指導担当者研修会」を開催します。(28年度に引き続き2年次です)

3 かかりつけ医等を受診しても継続した受診とならない事例が多いのですが、受診を勧める必要がありますか。

定期健康診断の結果、肥満傾向にあることが明らかになった児童生徒のうち、「肥満症」や「メタボリックシンドローム」等の状態にある者は適切な治療を受ける必要があり、その必要の有無を診断していただくために、受診を勧めます。

肥満の状態にあるものの、治療の必要がないと診断された児童生徒についてはより健康的な生活習慣の確立のために、健康相談や個別の保健指導で対応することが基本です。

4 ガイドラインについて、学校医の協力を得るにはどうしたら良いですか。

ガイドライン（A4 3枚分 両面カラー刷り）は各学校へ学年分＋学校医分として送付しました。健康診断の打合せの機会等を活用し、自校の肥満の状況と併せてガイドラインに基づく対応について、学校医と共通理解を図っていただくことが重要です。

また、ガイドラインについては、福島県医師会の指導・助言を得て作成し、県医師会を通じて会員の医師の皆様へ情報提供されています。不足があれば、下記ホームページからダウンロードして活用ください。 URL <http://www.edu-fukushima.gr.fks.ed.jp/>健康教育課/

5 平成29年度の教育計画に肥満指導を位置付けることができませんでした。

ガイドラインは、各学校で肥満対応を進める際の指針としていただくために作成しました。

学校で肥満対応を進める際の手助けとして、学校や地域の実態に応じてできることから取り入れていただくことが目的です。自校の課題として、「肥満」がある場合には、次年度以降、ガイドラインを参考にして計画的・組織的な取組を進めてください。

6 肥満度を求める計算式の根拠は何ですか。

「児童生徒の健康診断マニュアル 平成27年度改訂版」（日本学校保健会）を参照ください。肥満度の推移を把握するためには、成長曲線と併せて肥満度曲線を作成することが有効です。

7 「学校における肥満対応ガイドライン」の活用例を教えてください。

保護者向けあるいは児童生徒向けの資料として活用できます。肥満対応ガイドライン中面の、右上にリンゴのマーク  があるページは保護者配用に活用いただけるページです。リンゴ2つのページでは、順を追って計算することで肥満度が算出できるようになっています。 

8 ガイドラインを学校保健委員会の委員や保護者に配布することはできますか

健康教育課のホームページに PDF データで掲載していますので、必要なページのみを印刷して配布することができます。

9 行政とも連携した指導を進めていきたいのですが、このガイドラインは関係機関へも配布されていますか。

県教育委員会から、各市町村教育委員会へ各3部のガイドラインを送付し、関係部局への提供をお願いしています。

10 通知様式例の活用方法を教えてください。

健康診断結果の通知様式例は、肥満度のお知らせと健康相談の希望を同時に通知することができる様式になっています。また、「軽度肥満」「中等度・高度肥満」「中等度・高度肥満の再通知」の3種類をワード、一太郎の各様式で掲載していますので、差し込み印刷での利用等、各学校の実態に合わせて活用いただけます。

各学校の実態により個別相談が難しい場合等は適宜様式を変更して使用してください。

11 通知様式等の資料は必ず使用しなければなりませんか。

資料は参考例です。各学校の実態に応じて適宜活用いただくようお願いします。

すべての資料は健康教育課のホームページに掲載されており、ダウンロードして使用することができます。

また、通知様式例は、軽度肥満、中等度・高度肥満の程度に応じて、ガイドラインに沿った事後措置ができるよう、健康相談の希望調査を含む様式になっています。

12 ○○教室等の肥満傾向児を集めての指導は必須ですか。

ガイドラインはあくまでも進め方の指標です。肥満傾向のある児童生徒への指導は学校や地域の実態、児童生徒の発達段階に応じて実施されるもので、○○教室等も同様です。

また、受診の勧めの通知を渡す際や指導を行う場面では、プライバシーや児童生徒の心情に十分配慮する必要があります。

1 3 「成長曲線の見方」の活用例を教えてください。

家庭配付を想定して作成しました。

中学校、高校の生徒を対象に配布し、成長曲線を記入させる場合には、発達段階や理解度に応じて説明を加える等、より理解が深まるよう配慮をお願いします。

1 4 「家庭で肥満症やメタボリックシンドロームの子どもを見つけるための3ステップ」の活用例を教えてください。

家庭配付を想定して作成しました。

中等度肥満、高度肥満で受診を勧めた児童生徒のうち、受診につながらずに再通知する際の添付資料としての活用を想定しています。

既に肥満症やメタボリックシンドロームが疑われる所見がある場合は初回通知に添付する等、実態に応じて活用ください。